

後期高齢者医療保険資格確認書などについて

問 国保年金課医療係 ☎ 95-9892

資格確認書は、7月31日(金)をもって有効期限を迎えます。後期高齢者医療制度に加入する人には、表のとおり資格情報のお知らせ又は資格確認書を届けます。

※年齢は8月1日時点です。

※資格情報のお知らせ又は資格確認書の有効期限は2027年7月31日(土)までです。

※資格情報のお知らせのみでは受診できません。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、スマートフォンの資格情報画面又は資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関などの受付で提示することで受診できます。

84歳以下の被保険者	マイナ保険証の利用状況に応じて、資格情報のお知らせ又は資格確認書を届けます。資格情報のお知らせは普通郵便、資格確認書は簡易書留で7月中旬から下旬に自宅へ郵送します。
85歳以上の被保険者	全員に資格確認書を郵送します。

※資格確認書を受け取れなかった場合、碧南郵便局に再配達希望の連絡をするか、碧南郵便局で受け取ってください。8月3日(月)以降は市役所で保管しているので、本人確認書類を持参し、受け取りに来てください。

国民健康保険 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新

問 国保年金課国保年金係 ☎ 95-9891

▼限度額適用認定証・標準負担額減額認定証で窓口負担が軽くなります

限度額適用認定証などは前年中の所得に応じて自己負担限度額を決定するため、毎年8月に最新の所得情報で更新されます。限度額適用認定証が必要な人（マイナ保険証を持っていない人や住民税非課税世帯で過去12か月の入院日数が90日を超える長期入院該当の人）は国保年金課で申請してください（別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要）。

▼限度額適用認定証と標準負担額減額認定証とは？

	内容	対象
限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額（食事代や差額ベッド代などを除く）までとなる認定証	国保税を滞納していない人
標準負担額減額認定証	入院時食事代の自己負担分が減額される認定証	住民税非課税世帯のみ

▼納付は簡単便利な口座振替で

国保税は原則口座振替による納付をお願いしています。口座振替を希望する人は、通帳と届出印（銀行印）を持参し市内金融機関又は国保年金課に来てください。申込日の2か月後に到来する納期分より引き落としが始まります。口座振替の手続きをしていない人は納付書でも納められます。

国民年金保険料免除制度

問 国保年金課国保年金係 ☎ 95-9893



7月より令和8年度分（7月～2027年6月）の国民年金保険料の免除申請が可能です。前年中の所得が少ないなど、保険料納付が困難な人は申請により定額保険料が免除される場合があります。被保険者本人、配偶者、世帯主の2025年中の収入が申告済みであることが必要です。また、免除は申請日から2年1か月前の分まで遡って申請することができます。詳しくはホームページを確認してください。

免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除（一定の所得制限あり）

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請ができます。詳しくは日本年金機構のホームページを確認してください。